

# 日本版スチュワードシップ・コード7原則に対する取り組みの自己評価 (2017年10月から2018年9月まで)

原則	項目	自己評価 (活動実績およびコメント)	関連するHPリンク
原則1	方針の策定及び開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>● JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(以下「弊社」といいます。)は日本版スチュワードシップ・コード受け入れ表明を平成26年5月に行い、その後、平成29年11月に改訂版スチュワードシップ・コードの受け入れ表明を行いました。「日本版スチュワードシップ・コード7原則に対する取り組み」において、弊社はすべての原則についてコンプライまたはエクスプレインしており、スチュワードシップ責任を果たすための方針は、ビジネス・コントロール・コミッティー(弊社のリスク管理に関する事項を検討する場)の承認を受けており、ホームページにて公表しております。</li> <li>● さらに弊社を含むJPモルガン・グループのアセット・マネジメント部門(以下「弊社グループ」といいます。)では国連による「責任投資原則」(United Nations Principles for Responsible Investment、以下「国連PRI」)に2007年に署名しており、弊社は弊社グループの海外拠点の担当部署とスチュワードシップ活動に関するベスト・プラクティスを共有しながら活動しています。</li> </ul> <p>以上のことから、原則1への対応は適切に行われていると評価しています。</p>	<a href="#">日本版スチュワードシップ・コード7原則に対する取り組み</a>
原則2	利益相反管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 弊社は、J.P.モルガン(弊社、JPモルガン証券株式会社、JPモルガン・チェース銀行東京支店)の「顧客本位の業務運営に関する原則」に掲げる基本原則の1つで「取引においてお客様との利益相反の可能性のある取引を適切に管理すること」、「適切なガバナンス体制を維持すること」を掲げています。</li> <li>● なお弊社では、「日本版スチュワードシップ・コード7原則に対する取り組み」で利益相反を管理するための類型化された方針を具体的に定め、ホームページにて公表しております。また、弊社の取り組み状況はビジネス・コントロール部(弊社においてコントロールに係る様々なプログラムを管理・運営、またビジネス・コントロール・コミッティーを運営)とインベストメント・ダイレクター(弊社においてコーポレート・ガバナンスを含めて運用のモニタリングを担当)がモニタリングを行っており、その結果はビジネス・コントロール・コミッティーに報告されております。</li> </ul> <p>以上のことから、原則2への対応は適切に行われていると評価しています。</p>	<a href="#">顧客本位の業務運営に関する取り組み</a>

# 日本版スチュワードシップ・コード7原則に対する取り組みの自己評価 (2017年10月から2018年9月まで)

原則	項目	自己評価 (活動実績およびコメント)	関連するHPリンク
原則3・4	投資先企業の 状況把握と エンゲージメント	<ul style="list-style-type: none"><li>● 弊社では、ESG*の各要素が企業価値の維持・向上に影響を及ぼすとの考えのもと、ESGリスク及びESG投資機会への考慮を運用プロセスの一環に統合しております。また、投資先企業に対して“アクティブな株主”として行動することが重要であると認識しており、エンゲージメント活動および状況把握もこの運用哲学(アクティブ投資)の一環であると捉えております。</li><li>● 上記の考えのもと、弊社では対象企業の選択基準や対話すべき内容など、エンゲージメントを行うための仕組みを整えており、明確な対話の方針を定めております。また、顧客に対しては、投資対象企業とのエンゲージメント内容とその成果について、個別企業の事例をあげ、具体的に説明することに努めております。</li><li>● 弊社、及び弊社グループのポートフォリオ・マネジャー、アナリスト、ガバナンス担当者は、日本における投資先企業と様々な形に対話、情報収集を行っています(企業説明会やスモールミーティングへの参加、経営陣(トップマネジメント)やIR担当者との個別面談や電話取材を通じた状況の把握、ESGに特化したミーティング等)。</li></ul> <p>*ESG(E(Environment = 環境)、S(Social = 社会)、G(Governance = ガバナンス))</p> <p>以上のことから、原則3および4への対応は適切に行われていると評価しています。</p>	

# 日本版ステewardシップ・コード7原則に対する取り組みの自己評価 (2017年10月から2018年9月まで)

原則	項目	自己評価 (活動実績およびコメント)	関連するHPリンク
原則5	議決権行使	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 弊社では、「議決権行使等に関する基本的な考え方」において明確な議決権行使の方針を定めており、ホームページにて公表しております。この方針については、毎年議論を重ね内容を見直しており、変更する際は、ビジネス・コントロール・コミッティーの承認を受けております。</li> <li>● 体制としましては、議決権行使を有効に機能させるための意思決定プロセス等の組織体制が構築されており、弊社の投資哲学(アクティブ運用)との一貫性が確保されていると考えています。議決権行使助言会社の助言は参考情報として活用しておりますが、最終判断は弊社による意思決定です。なお、投資先企業に不祥事等があった場合には、対応について社内の議決権行使ワーキング・グループで議論し、慎重に判断しています。</li> <li>● 行使結果については、年に2回、個別企業・個別議案毎にホームページにて公表しております。この中で、反対行使をした主な議案とその理由や、株主提案に賛成した主な議案とその理由に関してもご説明しています。</li> </ul> <p>以上のことから、原則5への対応は適切に行われていると評価しています。</p>	<a href="#">議決権行使等に関する基本的考え方</a>  <a href="#">2018年1～6月株主総会 議案別議決権行使結果</a>
原則6	顧客・受益者への報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 顧客向けステewardシップ活動報告を要望に応じて年に1回行っております。この際の報告資料は、顧客のニーズに合わせて、個別に対応することに務めております。</li> </ul> <p>以上のことから、原則6への対応は適切に行われていると評価しています。</p>	
原則7	対話の実力向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● より具体的に対話の目的やタイムラインを設定する、重要なテーマについて知見を深めるための調査活動を行うなど、対話の実力を高めるための数々の対策を講じております。今後はこれが成果に結びついているか否かを確認する体制を構築していく予定です。</li> </ul> <p>以上の取り組みから、原則7への対応は適切に行われていると評価しています。</p>	